

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から同年3月まで
② 昭和50年5月から51年3月まで

私の父は、私が二十歳になった時、私の国民年金の加入手続きを行い、父母の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間当時の国民年金保険料は、行政区の班長が各家庭を回って集金し、役場に納付していたので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の両親の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の両親は申立期間の保険料が納付済みとなっている上、両親の国民年金被保険者期間に未納は無いことから、申立人の父親の納付意識が高かったことがうかがわれる。

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号がA町（現在は、B市）に払い出されたのは、昭和51年7月19日であるところ、申立期間②直前の49年4月から50年4月までの期間の国民年金保険料は、51年7月27日に過年度納付されており、この時点で申立期間②についても過年度納付が可能である。

また、昭和51年7月27日に上記の過年度納付を行った後、同年10月以降はほとんど毎月定期的に、申立期間②後の期間の保険料を現年度納付していることから、納付意識の高い申立人の父親が申立期間②の保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申

立人の国民年金手帳記号番号がA町に払い出されたのは昭和51年7月19日であることから、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録を調査したが、ほかに申立人に係る国民年金手帳記号番号は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない。

さらに、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成元年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月21日から同年9月4日まで

私は、平成元年3月に株式会社Aに入社後、同年4月からB事業所に出向となり、継続して勤務し厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答、同社から提出された申立人に係る発令控及び平成元年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「所得税源泉徴収簿」という。）から判断すると、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る所得税源泉徴収簿に記載されている保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保

険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、平成16年9月及び19年1月から21年8月までの期間について、標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の16年9月及び19年1月から21年8月までの期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から同年9月1日まで
② 平成16年9月1日から21年9月1日まで
③ 平成19年7月25日
④ 平成20年7月25日
⑤ 平成20年12月25日

私がA事業所に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額記録（19万円）について、平成17年度市民税県民税所得課税証明書に記載された社会保険料控除額に見合う20万円と認めてほしい。

また、事業主がB年金事務所に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）」により、当該事業所に勤務した一部の期間につ

いて、それぞれの記録が訂正されたが、申立期間②から⑤までの記録は厚生年金保険法第 75 条該当として年金給付額に反映されないのので、年金給付額に反映されるように認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除していた事実があることが要件とされており、申立てに係る標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が保管する申立人に係る平成 16 年賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届け出たことを認めていることから、上記賃金台帳で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 12 月 16 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、事業主が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立期間②のうち、平成 16 年 9 月及び 19 年 1 月から 21 年 8 月までの期間について、標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後に、申立人の申立期間②当時の事務手続を誤ったとして当該期間に係る報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該報酬月

額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成16年10月から18年12月までについて、上記貸金台帳によると、当該期間に係る給与から控除された厚生年金保険料（1万3,580円）に見合う標準報酬月額（19万円）は、上記訂正前の当初記録されていた標準報酬月額（19万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間③、④及び⑤について、オンライン記録によれば、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、当初、申立期間③及び④は12万6,000円、申立期間⑤は22万5,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年11月9日に申立期間③及び④は14万円、申立期間⑤は25万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（14万円及び25万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（12万6,000円及び22万5,000円）となっている。

一方、申立人から提出された賞与明細書及び上記貸金台帳によると、申立人に係る賞与から、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、上記特例法によるあっせんの対象とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録及び申立期間③のうち平成16年10月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額記録については、13年3月から15年3月までを14万2,000円、同年4月から同年7月までを15万円、16年10月から18年8月までを13万4,000円、同年9月から19年8月までを12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③のうち平成19年9月から20年6月までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果15万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額（12万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月3日から同年8月14日まで
② 平成13年3月5日から15年8月1日まで
③ 平成16年10月25日から20年7月1日まで

私は、有限会社Aに3回勤務し、15万円ぐらいの給料をもらっていたが、厚生年金保険に加入している期間の標準報酬月額が低く届出され

ている。一部の期間については、年金事務所が同社を総合調査した時に訂正されているが、申立期間についても年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間の一部に係る給与明細書、B町から提出された平成14年度及び15年度の課税証明書、並びに16年度の新課税証明書において確認又は推認できる給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成13年3月から15年3月までを14万2,000円、同年4月から同年7月までを15万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち平成16年10月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認又は推認できる給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額から、16年10月から18年8月までを13万4,000円、同年9月から19年8月までを12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②及び申立期間③のうち平成16年10月から19年8月までの期間については、申立人が所持する給与明細書等において確認又は推認できる給与の支給額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人が所持する給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち平成19年9月から20年6月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録され、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年9月9日に15万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持

する当該期間に係る給料明細書及び有限会社Aが保管する賃金台帳から、標準報酬月額（12万6,000円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間③のうち平成19年9月から20年6月までの期間は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間に係る報酬月額の訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、当該期間における給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料は見当たらない上、B町から提出された平成13年度の課税証明書から、当該期間に係る給与の額及び保険料の控除額を推認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和57年4月1日であると認められることから、被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年4月1日まで

私は、昭和55年3月1日から57年3月31日までA株式会社に勤務したが、同社の資金繰りが悪化したため、私を含む従業員全員が、同年4月1日付けで、受け皿会社として設立されたB社（現在は、C株式会社）に移り、継続して業務を行っていた。B社に移るまではA株式会社から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが推認できるが、オンライン記録では、昭和57年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録では、A株式会社は昭和57年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の同僚が、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同年4月5日又は同年4月6日付けで、同年1月31日に遡って訂正されていることから、申立人についても同年4月頃に資格の喪失処理が遡って行われたものと判断される。

さらに、同僚は、「社会保険事務所（当時）から、A株式会社には厚生年金保険料の滞納があるので、昭和57年1月31日まで遡って全喪届を提

出すようにと指導された。」と証言している。

加えて、A株式会社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和57年1月31日にA株式会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した30人中申立人を含む25人は、同年4月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、このうち照会を行うために抽出した13人中11人の雇用保険期間は、申立期間において切れることなく継続されている上、照会に対して回答があった9人中8人は、申立期間もA株式会社で継続して勤務していたとしており、そのうちの1人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も同様に厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

その上、商業登記簿謄本によると、A株式会社は、昭和59年12月2日に解散する旨の登記（昭和60年1月に継続登記、平成14年12月に解散登記）が行われているものの、申立期間においては、法人格を有した事業所として存在し、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所が同社を57年1月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和57年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、B社において資格を取得した同年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和56年12月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から51年6月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月から51年6月まで
② 昭和51年10月から53年3月まで

私は結婚後、父親から「老後のため、年金には入るべきだ。」と言われ、昭和47年頃、A市B支所で国民年金の加入手続きを行い、父親から借金をして、20歳からの約2年間の未納分の国民年金保険料を同支所でまとめて納付し、それ以降は未納無く納付していたと記憶しているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、申立人は、A市B支所において昭和53年10月末頃に国民年金の加入手続きを行い、20歳到達日である45年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できるところ、この時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が国民年金の加入を勧められ、約2年間分の保険料を借りたとする申立人の父親は既に死亡しているため、当時の状況について確認することができない。

申立期間②については、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）から、申立人は、申立期間②直前の昭和51年7月から同年9月までの保険料を時効直前の53年10月31日に過年度納付していることが確認できるものの、定期的に納付書で納付していたとする申立人の主張と相違している上、金融機関及び関係行政機関が多数回にわたりいずれも記録管理を誤るとは

考え難い。

また、A市の上記名簿によると、申立期間①及び②は未納の記録となっていることが確認でき、記録訂正などの不自然な点は見当たらない上、当該記録はオンライン記録とも合致している。

さらに、申立人はA市以外に住民票を異動した記録が無いことなどから、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は2期間、合計95か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に勤めていた会社を退職後、同年 4 月に A 町（現在は、B 市）で義父が国民年金被保険者資格の再取得手続きを行い、地区の納付組合を通じて国民年金保険料を納付したはずだと記憶している。

会社を退職後すぐに夫の転勤で C 市に転居したが、義父は納付組合で徴収係を務めていたこともあり国民年金保険料の納付意識は高かった上、私の所持する年金手帳には、申立期間は国民年金の加入期間として記載されており、未納とされていることに納得できない。

調査の上、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が昭和 60 年 4 月に申立期間に係る国民年金被保険者資格の再取得手続きを A 町で行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は同再取得手続きや保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父は既に亡くなっていることから、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、B 市では、当時の A 町には納付組織は存在していたが、当時の資料は保管されておらず、納付組織に詳しい者も見当たらないと回答していることから、申立期間当時の申立人の居住地区における納付組織の有無及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、C 市では、国民年金に加入している被保険者が同市に転入した

場合、当時の国民年金に係る事務取扱準則に従い、転入前他市町村における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認の上、転入処理を行うとしているところ、申立人は昭和 60 年 4 月 7 日に C 市に転入しているにもかかわらず、同市では、申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）が確認できないことから、申立人は、申立期間当時は、A 町で国民年金被保険者資格を取得していなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人が昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得した理由が「適用漏れ」と記録されており、申立期間の属する年度の翌年度以降の届出によって記録処理されたことを表していることから、申立期間に係る国民年金保険料は、納付組合で取り扱うことができない過年度保険料となり、申立人の主張する申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得手続の時期及び保険料の納付方法とは相違している。

なお、申立人は、申立人の所持する国民年金手帳の「被保険者となった日：昭和 60 年 4 月 1 日」の記載から、その頃に国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったものとしているが、この日付は、資格取得届の提出が遅れた場合であっても、国民年金被保険者資格の再取得手続を行った時期及び保険料の納付の有無に関係なく遡及して記載されるものであり、再取得手続を行った時期及び納付を開始した時期を示すものとはならない。

このほか、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社に勤務していた期間の記録が無かった。当時、一緒に勤務していた同僚は厚生年金を受給していることから、私も厚生年金保険に加入していたと思われるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社に勤務していたと主張しているところ、一緒に勤務していたとする同僚の証言により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、当該同僚は、申立人のA株式会社における雇用形態や厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、A株式会社は、申立期間当時の賃金台帳及び厚生年金保険に関する資料は無いとしており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間当時、A株式会社に勤務していた複数の同僚は、同社の工場長であった者が事情を知っている可能性が高いと述べているが、当該工場長は既に亡くなっており当時の状況を確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2752 (事案 2646 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までについて、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 20 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで
③ 昭和 41 年 5 月 10 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで
⑤ 昭和 43 年 1 月 20 日から 44 年 8 月 29 日まで
⑥ 昭和 44 年 12 月 1 日から 46 年 11 月 15 日まで
⑦ 昭和 47 年 2 月 8 日から 48 年 1 月 1 日まで
⑧ 昭和 48 年 1 月 1 日から 50 年 8 月 25 日まで

私が申立期間①から⑧までにおいて各船舶所有者から支払われた給与の額は、年金記録上の標準報酬月額よりも高かったため、実際に支払われた給与の額に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④に係る申立てについて、前回、申立人は、昭和 41 年 5 月から同年 10 月までの期間はA氏が所有する船舶Bに、同年 12 月から 43 年 1 月 20 日までの期間はC氏が所有する船舶Dに乗り組んでいたため、船員保険の加入記録を訂正してほしいとする申立てを行っている。

当該申立てについては、申立人が船員保険被保険者として昭和 41 年 5 月から同年 10 月までの期間及び同年 12 月から 43 年 1 月 20 日までの期間の勤務実態及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 11 月 25 日付けで、申立人に対し、年

金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間⑧に係る申立てについて、前回、申立人は、昭和 48 年 1 月 1 日から 50 年 8 月 25 日まで、E 株式会社所有の船舶 D に係る船員保険の加入記録があるが、同年 4 月までしか乗船していなかったため、船員保険の加入記録を訂正してほしいとする申立てを行っている。

当該申立てについては、i) E 株式会社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は、昭和 50 年 8 月 25 日であり、オンライン記録と一致していること、ii) 申立人は船員手帳を所持しておらず、当時の同僚からも申立人の下船時期についての証言を得ることはできなかったことなどから、同年 5 月から同年 8 月 25 日までの期間に係る船員保険被保険者記録については、訂正する必要は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 11 月 25 日付けで、申立人に対し、その旨の通知が行われている。

2 今回、申立人は、申立期間①から⑧までに係る標準報酬月額の違いについて申し立てを行っている。

申立人は、申立期間①、②及び③において支給された給与は月額 5 万円から 10 万円、申立期間④においては月額 15 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高かったと主張しているが、当該期間に係る給与明細書等は見当たらない上、船舶所有者の F 氏も死亡しているため、当該期間に係る申立人の給与額及び船員保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間①から④までにおいて、申立人と同じ甲板員として船舶所有者の F 氏に雇い入れられていた複数の同僚は、オンライン記録によれば、申立人とほぼ同額の標準報酬月額で推移しており、申立人の標準報酬月額だけが低額であるという状況は認められない。

さらに、船舶所有者 F に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳に記載された申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

申立人は、申立期間⑤及び⑥において支給された給与は月額 30 万円から 40 万円、申立期間⑦においては月額 50 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高かったと主張しているが、当該期間に係る給与明細書等は見当たらない上、船舶所有者の C 氏も死亡しているため、当該期間に係る申立人の給与額及び船員保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間⑤から⑦までにおいて、申立人と同じ甲板員として船舶所有者の C 氏に雇い入れられていた複数の同僚は、オンライン記録によれば、申立人と同額の標準報酬月額で推移しており、申立人の標準報酬月額だけが低額であるという状況は認められない。

さらに、船舶所有者Cに係る船員保険被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

申立人は、申立期間⑧において支給された給与は月額 50 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高かったと主張しているが、当該期間に係る給与明細書等は見当たらない上、船舶所有者であるE株式会社は、申立期間当時の資料は保管していないとしており、代表者であったC氏も死亡していることから、当該期間に係る申立人の給与額及び船員保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間⑧において、申立人と同じ甲板員としてE株式会社に雇い入れられていた複数の同僚は、オンライン記録によれば、申立人と同額の標準報酬月額で推移しており、申立人の標準報酬月額だけが低額であるという状況は認められない。

さらに、E株式会社に係る船員保険被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①から⑧までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。